

横浜市市民活動支援センター事業市民活動共同オフィス
平成 26 年度入居団体募集要項 (案) について

1 概要

横浜市では、市民と行政の協働により市民公益活動が活発に行われる環境を整備し、市民の相互連携を促進するとともに、様々な主体が公共を担う社会の形成に寄与することを目的として、横浜市市民活動支援センター事業を実施しています。

「市民活動共同オフィス」は、横浜市市民活動支援センターの一機能として、市内において非営利な市民公益活動を行う団体に、活動の場（共同の事務所スペース）と交流の場を提供することを目的に設置しています。入居団体には、事務スペースを有効に活用し活動の充実を図って頂くとともに、他の団体との連携・交流を通して、新たな「協働」の取組へと発展させて頂くことを期待しています。本事業に関する事項は横浜市市民協働推進委員会市民活動支援センター事業部会で調査審議し、横浜市市民協働推進委員会で決定します。

2 施設の概要

- (1) 所在地 みなとみらい 2 1 クリーンセンタービル 5 階（横浜市市民活動支援センター内）
- (2) 総床面積 約 150 m²
- (3) 利用時間 9 時から 21 時まで（日曜・祝日は 9 時から 17 時まで）
- (4) 休業日 施設点検日、年末年始
- (5) 管理運営 横浜市市民活動支援センター運営事業実施主体

3 募集团体数

タイプ	面積	募集ブース数	設備内容等	使用料 ※予定額
A	10 m ²	1～2 団体程度	机(2)、椅子(4)、キャビネット(2)、電気コンセント、電話回線等 ※パーテーション有り	20,000 円 (月額)
B	5 m ²	3～5 団体程度	机(1)、椅子(2)、キャビネット(1)、電気コンセント、電話回線等 ※パーテーション有り	10,000 円 (月額)
C	2 m ²	10 団体程度	机(1)、椅子(1)、キャビネット(1)、電気コンセント、電話回線等 ※パーテーション無し	4,000 円 (月額)
D	1.25 m ²	4～6 団体程度	長机(1)、椅子(1)、キャビネット(1)、電気コンセント等 ※パーテーション無し ※長机を複数団体で共有	2,500 円 (月額)

裏面有り

4 応募資格

次の項目すべてを満たす市民公益活動を行う団体とします。

- (1) 営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っており、組織の運営に関する規則（規約・会則等）がある団体
- (2) 5名以上の会員で組織している団体
- (3) 横浜市内で活動している団体
- (4) 予算・決算を適正に行っている団体
- (5) 活動の内容が、次のいずれにも該当しない団体
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
 - ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反することを目的とする活動
 - エ 公益を害するおそれのあるものの活動
- (6) 通算入居期間が3年に満たない団体（旧市民活動共同オフィスに入居していた団体については、通算入居期間が4年に満たない団体）

5 スケジュール

募集要項配布期間	平成 25 年 7 月 8 日（月）～平成 25 年 9 月 27 日（金）
入居応募団体説明会	平成 25 年 8 月 26 日（月）
応募受付期間	平成 25 年 9 月 11 日（水）～平成 25 年 9 月 27 日（金）
審査（部会）	平成 25 年 10 月
入居団体の決定（委員会）	平成 25 年 11 月
結果発表	平成 25 年 12 月
入居団体説明会	平成 26 年 2 月
入居開始	平成 26 年 4 月中旬（予定）

6 横浜市市民活動支援センター事業平成 26 年度入居団体募集要項（案）
別添のとおり

7 平成 25 年度第 1 回横浜市市民協働推進委員会市民活動支援センター事業部会

- (1) 開催日時 平成 25 年 4 月 26 日（金）9 時 00 分～12 時 00 分
- (2) 市民活動支援センター事業部会名簿

役職	氏名	所属等	備考
部会長	入江 直子	神奈川大学 人間科学部教授	
委員	門倉 晴義	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長 (横浜市市民協働推進委員会委員)	
専門委員	坂口 緑	明治学院大学 社会学部教授	
専門委員	鈴木やよい	特定非営利活動法人 横浜市民アクト理事	
専門委員	山根 誠	特定非営利活動法人 親がめ理事長	職務代理者

任期 平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

横浜市市民活動支援センター事業

市民活動 共同オフィス

募集期間
平成25年
9月11日(水)～
9月27日(金)

平成26年度

入居団体募集要項



(連絡交流会の様子)

**活動拠点！
交流と学びの場！
新しい出会い！**

横浜市市民局市民協働推進部 市民活動支援課

平成25年7月

URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/shiminkatsudou/center/office/>

《目次》

市民活動共同オフィスについて	・ ・ ・ ・	1
市民活動共同オフィス入居のメリット	・ ・ ・ ・	1
1 設備の概要	・ ・ ・ ・	1
2 応募資格	・ ・ ・ ・	2
3 募集団体数	・ ・ ・ ・	3
4 入居期間	・ ・ ・ ・	3
5 共同オフィスの使用料及び概要	・ ・ ・ ・	3
6 応募手続き（入居応募団体説明会の開催）	・ ・ ・ ・	4
7 選考の方法	・ ・ ・ ・	5
8 スケジュール	・ ・ ・ ・	6
9 情報の公開	・ ・ ・ ・	6
10 参考	・ ・ ・ ・	6
【以下様式等】		
市民活動共同オフィス入居応募団体説明会参加申込票	・ ・ ・ ・	7
（様式1）市民活動共同オフィス入居応募申請書	・ ・ ・ ・	8
（様式2）団体概要書	・ ・ ・ ・	9
（様式3）事務スペース等使用計画書	・ ・ ・ ・	10
（参考資料1）横浜市市民活動支援センター事業市民活動共同オフィス 入居団体審査基準	・ ・ ・ ・	11
市民活動共同オフィスレイアウトイメージ	・ ・ ・ ・	14
ブースタイプ イメージ写真	・ ・ ・ ・	14
横浜市市民活動支援センター・横浜市市民局市民活動支援課（案内図）	・ ・ ・ ・	15

～市民活動共同オフィスについて～

横浜市では、市民と行政の協働により市民公益活動が活発に行われる環境を整備し、市民の相互連携を促進するとともに、様々な主体が公共を担う社会の形成に寄与することを目的として、横浜市市民活動支援センター事業を実施しています。

『市民活動共同オフィス』は、横浜市市民活動支援センターの一機能として、市内において非営利な市民公益活動を行う団体に、活動の場（共同の事務所スペース）と交流の場を提供することを目的に設置しています。

今回、平成26年度入居団体の募集を行います。入居団体には、事務スペースを有効に活用し活動の充実を図って頂くとともに、他の団体との連携・交流を通して、新たな「協働」の取組へと発展させて頂くことを期待しています。

～市民活動共同オフィス入居のメリット～

- ☆他の入居団体との情報交換や連携・交流を深めることができます。
- ☆入居団体専用の「連携・交流スペース」を利用することができます。
- ☆運営事業実施主体から、日常的な相談や広報の支援等が受けられます。
- ☆共同オフィスを、団体の所在地（住所）として登記することができます。
- ☆月額使用料は、2,500円からです。（Dタイプ 1.25㎡）
- ☆横浜市市民活動支援センター内にオフィスがあるため、市内の市民公益活動に関する各種情報がいち早く入手できます。
- ☆所在地が市内の中心地なので利便性が高いです。
- ☆入居団体は、事務局が使用していない場合に限り、事務局専用の会議室（定員12名）を、月3回まで使用することができます。（利用回数は、上限月3コマです。）
- ☆横浜市市民活動支援センターに利用登録することで、市民活動支援センター内の設備（印刷機、4階の会議室・研修室・各種備品等）を利用することができます。
- ☆電話回線を架設しており、個別の契約をすることで電話が利用できます。（Dタイプを除く）

1 設備の概要

(1) 所在地

横浜市中区桜木町1-1-56 みなとみらい21クリーンセンタービル5階
横浜市市民活動支援センター内に設置

(2) 概要

総床面積 約150㎡

施設内容 事務スペース20団体程度（10㎡×1～2、5㎡×3～5、2㎡×10、1.25㎡×4～6）、連携・交流スペースほか

利用時間 9時から21時まで（ただし、日曜・祝日は9時から17時まで）
※横浜市市民活動支援センターの開館時間に準じます。

休業日 1月1日～3日及び12月29日～31日、並びに月1回程度の施設点検日（※参考として、平成25年度は毎月第4日曜日、12月はそれに加え第1日曜日）

(3) 管理運営

横浜市市民活動支援センター運営事業実施主体

2 応募資格

応募できる団体は、次の項目すべてを満たす市民公益活動を行う団体とします。

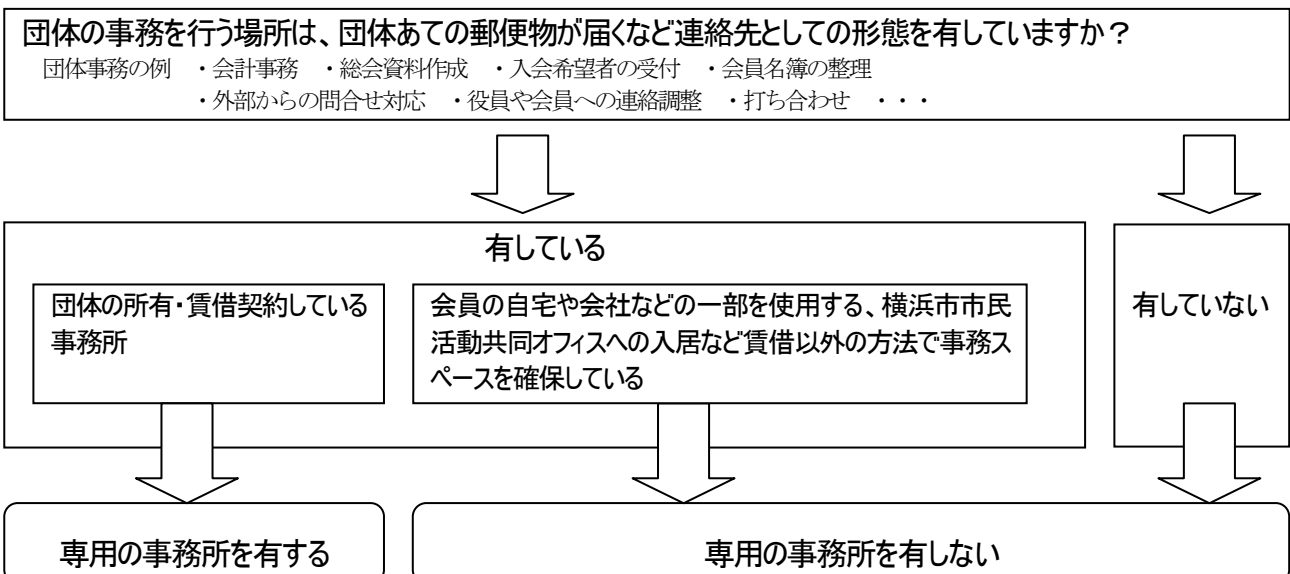
※法人格は問いません。

- (1) 営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っており、組織の運営に関する規則（団体の定款、規約・会則等）がある団体
- (2) 5名以上の会員で組織している団体
- (3) 横浜市内で活動している団体
- (4) 予算・決算を適正に行っている団体
- (5) 活動の内容が、次のいずれにも該当しない団体
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
 - ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反することを目的とする活動
 - エ 公益を害するおそれのあるものの活動
- (6) 現横浜市市民活動共同オフィスでの通算入居期間が3年に満たない団体。また、過去、旧横浜市市民活動共同オフィス（※）に入居していた団体については、旧横浜市市民活動共同オフィスと現横浜市市民活動共同オフィスの通算入居期間が4年に満たない団体。
※「旧横浜市市民活動共同オフィス」とは、過去に馬車道の旧富士銀行横浜支店の暫定活用及びみなとみらい 21 クリーンセンタービル7階で実施していた旧横浜市市民活動共同オフィスのことを指します。ご不明な場合は事前にお問い合わせください。

(注) なお、平成25年7月8日現在、市内に専用の事務所（団体の所有・賃貸契約している事務所）を有している団体も応募が可能ですが、市内に専用の事務所を有していない（※）ことを審査における加点要素としますので、あらかじめご了承ください。

※「市内に専用の事務所を有していない」とは、平成25年7月8日現在、自己所有または貸借を問わず、郵便物が届くなど連絡先としての形態を有する団体の事務を行う専用の場所（会員の自宅や会社などの一部を使用する場合を除く）を持っていないことをさします。

○判断の目安



3 募集团体数

市民公益活動スペースを利用する団体を 20 団体程度募集します。

タイプ	面積	募集ブース数
A	10 m ²	1～2団体程度
B	5 m ²	3～5団体程度
C	2 m ²	10 団体程度
D	1.25 m ²	4～6 団体程度

※ただし、入居団体の希望状況や選考結果によっては、各タイプ・机等の設置数・設置形態や入居団体数がこのとおりにならないこともあります。

4 入居期間

今回募集の入居期間は、平成 26 年 4 月中旬（予定）から平成 27 年 3 月 31 日までとします。

平成 27 年度（平成 27 年 4 月中旬から平成 28 年 3 月 31 日まで）以降の共同オフィスの募集の有無はその年度ごとに決定します。募集を行う場合、既に入居している団体が入居継続を希望するときは、再度応募して選考を受ける必要があり、入居の更新可能回数は 2 回までとなります。

なお、年度毎の予算案が横浜市会において議決されることが、市民活動共同オフィス開設の条件になります。

5 共同オフィスの使用料及び概要

(1) 使用料

1 m²あたりの使用料は 2,000 円/月（光熱水費込み）（予定）です。

(2) 事務スペース【14 ページ市民活動共同オフィスレイアウトイメージ 参照】

タイプ	面積	募集ブース数	設備内容等	使用料 ※予定額
A	10 m ²	1～2団体程度	机(2)、椅子(4)、キャビネット(2)、電気コンセント、電話回線等 ※パーテーション有り	20,000 円 (月額)
B	5 m ²	3～5団体程度	机(1)、椅子(2)、キャビネット(1)、電気コンセント、電話回線等 ※パーテーション有り	10,000 円 (月額)
C	2 m ²	10 団体程度	机(1)、椅子(1)、キャビネット(1)、電気コンセント、電話回線等 ※パーテーション無し	4,000 円 (月額)
D	1.25 m ²	4～6 団体程度	長机(1)、椅子(1)、キャビネット(1)、電気コンセント等 ※パーテーション無し ※長机を複数団体で共有	2,500 円 (月額)

(3) 留意事項等

- ア 入居団体が使用するスペースの位置については、選考後抽選等により決定します。
- イ 使用料は、横浜市が発行する納入通知書により、指定する期日まで（原則として、当該月の前月末日まで）に納めていただきます。
- ウ 1月未満の端数があるときは、使用料は日割をもって計算します。
- エ 電話加入権、通話料・インターネットプロバイダ料など、必要経費は各団体負担です。
- オ 電気を使用する設備で持ち込めるものは、電話、ファクシミリ、パソコン程度のもとし、電気ポット、電気ストーブ等大量に電力を消費する設備は使用できません。
- カ 市民活動共同オフィス内は、パーティションがあるA・Bタイプにおいても構造上完全な個室とはなっていません。そのため、相談・問い合わせ対応等を行う際には、他の入居団体にも聞こえていること前提に、個人情報等へのご配慮をお願いします。また、物品（特に個人情報関連の物品）については、各団体で責任を持って保管していただくようお願いします。
- キ 入居団体には、一定期間ごとに活動報告書を提出していただきます。提出された活動報告書については、市民活動共同オフィスに備え付けるとともに横浜市市民活動支援センターのウェブページに掲載するなどし、広く市民の皆さんに公開していきます。
- ク 入居団体には、市民活動共同オフィスを活用することで、他団体との連携・交流を深めていただきます。
- ケ 入居団体の公募情報については、随時、横浜市市民局市民活動支援課のウェブページにて更新します。
- コ 入居団体が共同オフィスの使用の目的、使用許可条件に違反したときなどは、使用の取消し又は変更をすることがあります。
- サ その他、詳細については、入居団体説明会にて説明する「共同オフィス利用ルール」を遵守してください。

6 応募手続き

(1) 市民活動共同オフィス入居応募団体説明会

日時：平成25年8月26日（月） 18時30分から 1時間程度

場所：横浜市市民活動支援センター 4階セミナールーム2 【15ページ案内図参照】

内容：募集要項、審査基準の説明など

申込：入居応募団体説明会参加申込票【7ページ参照】を、平成25年8月20日（火）までに、ファックス、Eメール等により書類提出先へご提出ください。

※なお、入居応募団体説明会に参加しなくても応募ができます。

(2) 応募受付期間

平成25年9月11日（水）～平成25年9月27日（金）

(3) 提出書類

- | | | |
|---------------------------|---------------|-----|
| ア 市民活動共同オフィス入居応募申請書 | 【様式1：8ページ参照】 | 1部 |
| イ 団体概要書 | 【様式2：9ページ参照】 | 1部 |
| ウ 事務スペース等使用計画書 | 【様式3：10ページ参照】 | 1部 |
| エ 組織の運営に関する規則（定款・規約・会則等） | | 10部 |
| オ パンフレット等、団体の概要の分かるもの | | 10部 |
| カ 活動計算書等、団体の前年度財務状況の分かるもの | | 10部 |

様式は、横浜市市民局市民活動支援課ウェブページから、ダウンロードしてください。

(URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/shiminkatsudou/center/office/>)

※ウェブページからダウンロードできない場合は、お問い合わせ先までご相談願います。

(4) 提出方法

書類提出先に持参して下さい。書類を提出される際は、電話にて事前予約をお願いします。応募受付期間内の、土、日、祝日を除く 9時～12時 及び 13時～17時の間で、1時間程度お時間をいただきます。なお、書類提出時に、市民活動支援課から提出書類の内容等についてお尋ねすることがあります。

7 選考の方法

(1) 審査及び入居団体の決定

有識者や市民活動実践者等から構成される横浜市市民協働推進委員会市民活動支援センター事業部会（以下「部会」という。）が、入居団体審査基準【参考資料1：11～13 ページ参照】に従い、提出された書類により審議します。部会の審議結果を横浜市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）で審議し、委員会が入居団体を決定します。

(2) 部会の委員及び専門委員（部会長を除き五十音順）

役職	氏名	所属等
部会長	入江 直子	神奈川大学 人間科学部教授
委員	門倉 晴義	社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会地域活動部長
専門委員	坂口 緑	明治学院大学 社会学部教授
専門委員	鈴木やよい	NPO法人 横浜市民アクト理事
専門委員	山根 誠	NPO法人 親がめ理事長

(3) 委員会委員（委員長を除き五十音順）

役職	氏名	所属等
委員長	小濱 哲	横浜商科大学 貿易・観光学科 教授
委員	奥山千鶴子	NPO法人 ビーのびーの 理事長
委員	門倉 晴義	社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会地域活動部長
委員	時任 和子	NPO法人 夢・コミュニティ・ネットワーク 代表
委員	中島 智人	産業能率大学 経営学部 准教授
委員	治田 友香	関内イノベーションイニシアティブ株式会社 取締役
委員	松村 正治	恵泉女学園大学 人間社会学部人間環境学科 准教授 NPO法人 よこはま里山研究所 NORA 理事長
委員	三輪 律江	横浜市立大学 学術院国際総合科学群 准教授

(4) 結果発表

平成25年12月を予定しています。結果は、文書にて郵送で当該団体に通知するとともに、横浜市市民局市民活動支援課ウェブページで公表します。

なお、入居が決定した団体に、横浜市に行政財産の目的外使用許可申請を提出していただきます。

また、入居団体の退去等の事由により、入居団体に空きが生じた場合、審査結果に基づき、横浜市から応募団体に入居を案内させていただくことがあります。

8 スケジュール (予定)

募集要項配布期間	平成 25 年 7 月 8 日 (月) ~平成 25 年 9 月 27 日 (金)
入居応募団体説明会	平成 25 年 8 月 26 日 (月)
応募受付期間	平成 25 年 9 月 11 日 (水) ~平成 25 年 9 月 27 日 (金)
審査 (部会)	平成 25 年 10 月
入居団体の決定 (委員会)	平成 25 年 11 月
結果発表	平成 25 年 12 月
入居団体説明会	平成 26 年 2 月
入居開始	平成 26 年 4 月中旬 (予定)

※詳細については、別途、応募 (又は入居) 団体の方々にお知らせします。

※応募、入居に関する情報については、随時、横浜市市民局市民活動支援課のウェブページにて更新します。

(URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/shiminkatsudou/center/office/>)

9 情報の公開

応募にあたり提出された書類は、原則として情報公開の対象となります。ただし、特定の個人が識別されたり団体の正当な利益を害したりするおそれがある情報などは、公開しない場合があります。

10 参考

平成 25 年度の横浜市市民活動共同オフィスの活動をお知りになりたい方は、横浜市市民活動支援センターホームページを、参考としてご覧ください。

(URL https://opencity.jp/yokohama/pages/gp/idx.jsp?page_id=1627)



市民活動共同オフィス入居応募団体説明会

参加申込票

(提出先)

横浜市市民局市民活動支援課

平成 25 年 8 月 26 日 (月) 開催の、横浜市市民活動共同オフィス入居応募団体説明会に出席しますので、参加申込票を提出します。

				平成	年	月	日
団体名							
団体の所在地	〒						
団体の代表者							
団体の 連絡責任者	氏名						
	電話		ファックス				
	Eメール						
参加人数							
今回の募集を何によりお知りになりましたか？							

平成 25 年 8 月 20 日 (火) までに、ファックス、Eメール等により、下記担当までご提出ください。

<申し込み・問合せ先>

横浜市市民局市民活動支援課 (半浦、宇野)

電話 045-227-7965

ファックス 045-223-2032

Eメール sh-center@city.yokohama.jp

平成 年 月 日

市民活動共同オフィス入居応募申請書

横浜市長

所在地
団体名
代表者名

市民活動共同オフィスに入居いたしたく、次の書類を添えて応募します。

- 1 団体概要書 (様式2) 1部
- 2 事務スペース等使用計画書 (様式3) 1部
- 3 組織の運営に関する規則(定款・規約・会則等) 10部
- 4 パンフレット等、団体の概要の分かるもの 10部
- 5 活動計算書等、団体の前年度財務状況の分かるもの 10部

※ 以下に連絡責任者をご記入ください。

こちらに記載された情報は、貴団体との連絡・調整に使用するもので、公開の対象とはなりません。

連絡責任者	氏名(よみがな)	
	郵便物発送先	〒
	電話番号	
	ファックス番号	
	Eメールアドレス	

団 体 概 要 書

団 体 名	
団体の所在地	〒 -
団体の代表者	
ホームページ	URL
設立(活動開始)年月	年 月 【法人登記 年 月】
財 務 状 況	・前会計年度の決算額 円 ・今会計年度の予算額 円
団 体 の 目 的 と 概 要	会員 人 (専従職員 人)
現 在 の 活 動 内 容	・主な活動地域 横浜市 区 / その他 () ・活動の内容 ・活動日や活動場所
現在の事務所の 状況(有無)	有 ・ 無 ※本年7月8日現在、市内に事務所を賃貸又は所有している団体は有に○を付けてください。
これまでの 主な活動経歴	
これまでに横浜 市から助成金や 市民活動共同オ フィスへの入居 等の支援を受 けた実績	

◆希望する市民活動共同オフィススペースタイプの欄に、希望の順位1～4を記入して下さい。

希望タイプ	A		B		C		D	
-------	---	--	---	--	---	--	---	--

事務スペース等使用計画書

団 体 名		
申 込 理 由	※本年7月8日現在、市内に事務所を賃貸又は所有している団体は、新たに必要とする理由も記入して下さい。	
使用目的・方法		
使用予定頻度 (曜日・時間帯等)	横浜市記入欄	
	平成 25 年度 使用実績 (平成 25 年度市民活動共同オフィス入居団体のみ)	
市民活動共同オフィス入居期間中の活動方針及び資金確保の考え方		
市民活動共同オフィス入居により得られる活動への効果	※横浜市が設置した市民活動共同オフィスへの入居経験のある団体は、入居によって得られた成果、および貴団体が入居したことで他の入居団体へ貢献できたことを含めて記入してください。	
自立及び入居団体間の連携・交流に関する考え方	横浜市記入欄	
	平成 25 年度 連絡交流会参加実績 (平成 25 年度市民活動共同オフィス入居団体のみ)	
入居期間終了後の活動展望	※横浜市が設置した市民活動共同オフィスへの入居経験のある団体は、入居により得られた成果を含めて記入してください。	
入居後、他団体との交流や支援に活用できる貴団体の特徴・PR等 (※)		

(※) ある分野に関する知識・技能を持っている、行政や企業など、他セクターとの協働の経験がある、イベントに関するノウハウがある等、他の団体に提供することができる知識や経験等について記載してください。

横浜市市民活動支援センター事業市民活動共同オフィス

入居団体審査基準

1 基本的な評価事項

横浜市市民活動支援センター事業市民活動共同オフィス入居団体募集要項により、入居団体を募集し、横浜市市民協働推進委員会市民活動支援センター事業部会（以下「部会」という。）が審議し、評価点（合計点）の高いものから、順位をつけるものとします。部会の審議結果を、横浜市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）で審議し、委員会が入居団体を決定します。

事務スペース等の設置数及び入居団体数については、入居団体の希望状況や選考結果により、弾力的に取り扱います。

【募集团体数】

タイプ	面積	募集ブース数	設備内容等	使用料 ※予定額
A	10 m ²	1～2団体程度	机(2)、椅子(4)、キャビネット(2)、電気コンセント、電話回線等 ※パーテーション有り	20,000円 (月額)
B	5 m ²	3～5団体程度	机(1)、椅子(2)、キャビネット(1)、電気コンセント、電話回線等 ※パーテーション有り	10,000円 (月額)
C	2 m ²	10団体程度	机(1)、椅子(1)、キャビネット(1)、電気コンセント、電話回線等 ※パーテーション無し	4,000円 (月額)
D	1.25 m ²	4～6団体程度	長机(1)、椅子(1)、キャビネット(1)、電気コンセント等 ※パーテーション無し ※長机を複数団体で共有	2,500円 (月額)

2 評価点

審査基準に従い、提出された書類を審査し、評価点を与えます。

一人当たりの評価点の満点は70点とし、部会員の評価点の合算を、団体の評価点（合計点）とします。

【応募提出書類】

- 団体概要書（様式2）
- 事務スペース等使用計画書（様式3）
- 組織の運営に関する規則（定款・規約・会則等）
- パンフレット等、団体の概要の分かるもの
- 活動計算書等、団体の前年度財務状況の分かるもの

3 評価点が同点となった場合の対応

- (1) 評価項目3の評価点(合計点)が高い団体を優先します。
- (2) さらに同点の場合は、評価項目4の評価点(合計点)が高い団体を優先します。
- (3) さらに同点の場合は、評価項目9の評価点(合計点)が高い団体を優先します。
- (4) さらに同点の場合は、評価項目5から8までの評価点(合計点)が高い団体を優先します。
- (5) それでもなお同点の場合は、部会員立会いのもと、事務局職員の代理によるくじ引きにより決定します。

4 採点方法

- (1) 各評価項目(評価項目3・4を除く)について、5段階評価を行なうこととします。

点数	評価
5点	特に優れている
4点	優れている
3点	他に該当しない
2点	不十分な点がある
0点	妥当でない

- (2) 評価項目3については、平成25年7月8日現在の専用事務所所有の有無により評価を行い、所有していない:5点、所有している:0点とします。
- (3) 評価項目4については、横浜市が設置した市民活動共同オフィスの利用(入居)年数により評価を行い、なし:5点、1年以内:4点、2年以内:3点、3年以内:2点、3年超4年未満:0点とします。

5 審査又は決定にあたっての留意点

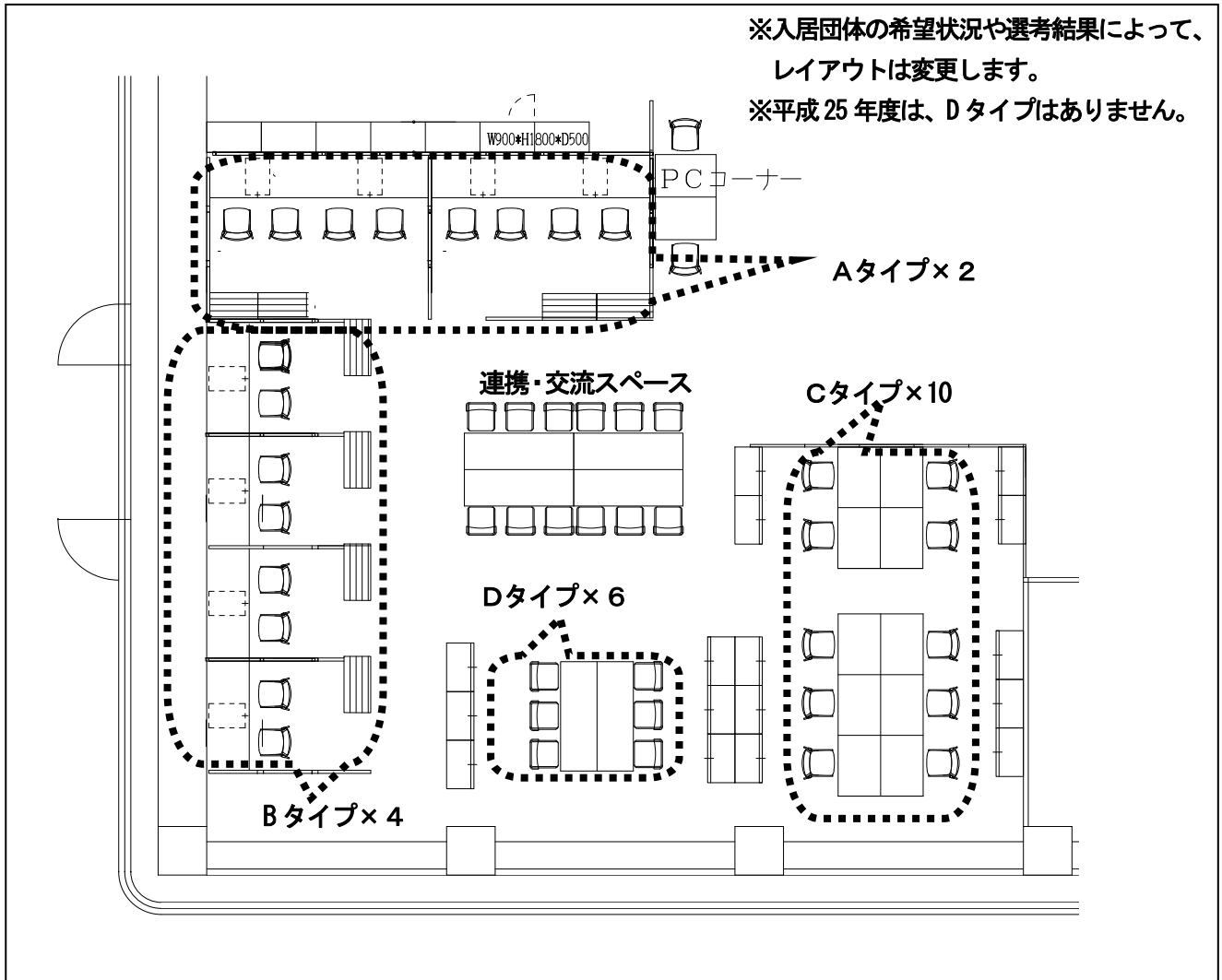
- (1) 審査は非公開で行います。
- (2) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。
- (3) 有効点数の60%を基準点とします。
- (4) 部会の委員及び専門委員の関係団体(役員や会員となっている団体)が応募するときは、当該委員及び専門委員は、入居団体審査には関わらないこととします。その場合の得点については、当該委員及び専門委員以外の出席委員及び専門委員一人当たりの平均点を算出し(小数点以下第2位まで)、その平均点に出席委員及び専門委員の数を乗じた点数(小数点以下切捨て)を評価点(合計点)とします。
- (5) 委員会の委員の関係団体(役員や会員となっている団体)が応募するときは、当該委員は入居団体の決定には関わらないこととします。
- (6) 第4項及び第5項の場合を除き、今回の募集に関して部会の委員及び専門委員、委員会の委員との接触があった者の応募は、無効とします。
- (7) 基準点を満たすものの、入居団体として選考されなかった団体については、ウェイティングリストに掲載し、空きブースが発生した際には、評価点(合計点)の高い順番に、入居を案内します。
- (8) 平成26年度の市民活動共同オフィス入居団体については、平成25年度の実績(使用実績、連携・交流に関する実績等)を、審査の参考とします。使用予定頻度等について、平成25年度の実績と平成26年度の予定が大きく異なる場合は、その理由についてもご記入いただくようお願いいたします。

【基本的評価事項】

評価項目		評価の視点・着目点	配点	評価の換算式	判断材料
1	財務状況	ブース使用料を遅滞なく継続的に支払う経済力が見込まれる。将来に向けた資金確保の方法が具体的・現実的である。	5		様式2（財務状況）、様式3（資金確保の考え方）、収支計算書等
2	団体の活動実績、活動の継続性	明確な活動目的（ミッション）に沿って自主的に活動し、実績が上がっている。その実績から、事業の継続性が見込まれる。	5		様式2（団体の目的と概要、現在の活動内容、これまでの主な活動経歴）
3	事務所の有無	専用の事務所所有の有無について。 ※平成25年7月8日現在の専用事務所所有の有無により評価 【所有していない：5点、所有している：0点】	5		様式2（現在の事務所の状況）
4	本市からの事務所等の提供・支援実績	横浜市が設置した市民活動共同オフィスを利用（入居）したことがある。 ※過去の利用年数により評価 【なし：5点、1年以内：4点、2年以内：3点、3年以内：2点、3年超4年未満：0点】	5		様式2（これまでに横浜市から市民活動共同オフィスへの入居等の支援を受けた実績）
5	共同オフィスの趣旨の理解度	活動の場の提供や自立・入居団体間の連携の意義など、共同オフィスの趣旨を理解している。	5	×2	様式3（全般）
6	共同オフィスの必要性	共同オフィスの使用目的（例：インキュベーション・ブランチ等）が明確である。事務スペースとして計画的な利用が見込まれる。	5	×2	様式3（申込理由、使用目的・方法、使用予定頻度）
7	活動の発展性	入居することで、活動が将来に向けて発展・活性化していくことが期待できる。	5	×2	様式3（入居期間中の活動方針、入居により得られる活動への効果、自立、入居期間終了後の活動展望）
8	入居団体間の連携・協調性	入居団体間の連携・交流の意義・必要性を理解し、前向きである。また、そのための取組について具体的な考えがある。	5	×2	様式3（入居団体間の連携・交流に関する考え方）
9	他団体に対する支援の知識・技能・経験	市民公益活動の実績や経験を蓄積しつつあり、入居後、他団体への支援が期待できる。	5	×2	様式3（入居後、他団体との交流や支援に活用できる貴団体の特徴・PR等）
計			70		点

<評価> 5点：特に優れている 4点：優れている 3点：他に該当しない 2点 不十分な点がある 0点：妥当でない

市民活動共同オフィスレイアウトイメージ



ブースタイプ イメージ写真



Bタイプ (イメージ写真)

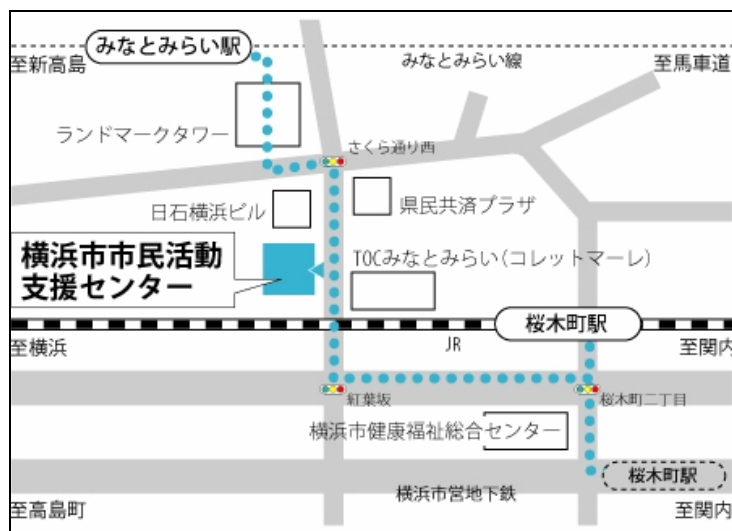
※AタイプはBタイプの机が2つとなります。



Cタイプ×6 (イメージ写真)

横浜市市民活動支援センター・横浜市市民局市民活動支援課 (案内図)

JR・横浜市営地下鉄 桜木町駅 徒歩7分
 みなとみらい線 みなとみらい駅 徒歩10分



お問い合わせ及び書類提出先

横浜市市民局市民活動支援課

〒231-0062 横浜市中区桜木町 1-1-56

みなとみらい21 クリーンセンタービル7階

(JR・横浜市営地下鉄桜木町駅、みなとみらい線みなとみらい駅下車)

電話番号 045-227-7965 ファックス番号 045-223-2032

Eメールアドレス sh-center@city.yokohama.jp

URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/shiminkatsudou/center/office/>

平成25年7月発行

